

健康保険証(被保険者証)

健康保険証(被保険者証)

关于健康保险证(被保险者证)的交付

健康保険証(被保険者証)の交付について

下图是全国健康保险协会所发行的保险样本（淡青色）。被保险者以及所有的被抚养家属每人分发一张。

協会けんぽの健康保険証(水色)は以下のとおりです。家族(被扶養者)を含めて加入者1人1枚のカードとなります。

全国健康保险协会发行的健康保险证(被保险者本人保险证)样本

協会けんぽの健康保険証(被保険者証)のイメージ

健康保険 被保険者証	本人(被保険者)	00111
	平成26年 6月25日交付	
	記号 21700023 番号 21	
氏名	キョウカイ 知明 協会 太郎	
生年月日	平成 元年 5月 10日	
性別	男	
資格取得年月日	平成 26年 6月 1日	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号	010100116	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	

注意事項	保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。
住所	
備考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。	
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》	
【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】	
〔特記欄〕	
署名年月日:	年 月 日
本人署名(自筆):	家族署名(自筆):

在领取到保险证以后，请立刻在保险证背面栏内亲笔填写居住的地址，妥善保管以防丢失。

健康保険証の交付を受けたときは、直ちに裏面の住所欄に住所を自署して大切に保管してください。

当被保险者失去被保险资格时

被保険者の資格を喪失したとき

当保险者失去被保险资格，或者被抚养家属失去被抚养资格时，不能使用现有的保险证，应在5日之内将保险证退还给雇用单位。但是，自愿继续被保险者可直接退还给管辖区域内的全国健康保险协会支部。

如果不小心使用了健康保险证，日后您将返还相应医疗费用。

被保険者の資格を喪失したとき、又はその被扶養者でなくなったときは、健康保険証は使用できませんので、5日以内に健康保険証を事業主に提出してください。ただし、任意継続被保険者の方は、管轄の全国健康保険協会支部に返納してください。

間違えて健康保険証を使ってしまった場合、後日医療費を返納していただくことになります。

关于健康保险证(被保险人本人的保险证)的使用方法

健康保険証(被保険者証)の取扱いについて

去医疗机构进行就诊时，必须向服务窗口出示保险证，过了70岁生日的被保险人，从70岁生日的下一个月开始（如果生日是1日的话就在生日当月），就诊时除保险证以外还需同时出示老年证。

保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ず健康保険証を窓口で提出してください。70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後は、高齢受給者証を健康保険証に添えて提示してください。



工作时间内所发生的伤病不能使用健康保险进行治疗。

業務上での病気やケガでは健康保険での診療は受けられません。



因交通事故所导致的伤害，在使用健康保险接受治疗时，必须向管辖区域内的全国健康保险协会支部提交「因第三者所导致伤害报告」。

交通事故等により健康保険で受診したときは、必ず「第三者の行為による傷病届」を管轄の全国健康保険協会支部に提出してください。



对不正当使用健康保险证的行为，将依据刑法规定判处其为诈骗罪，并给以刑事处罚。

不正に健康保険証を使用した場合、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。



健康保险证上所记载的内容如有变更时，应立即通知雇用单位，并由雇用单位向全国健康保险协会提交变更申请，进行更正。但是，自愿继续被保险人可由本人直接向管辖区域内的全国健康保险协会支部提出申请，进行更正。

健康保険証の記載事項に変更があったときは、直ちに事業主を経由して提出し、訂正を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は、管轄の全国健康保険協会支部に直接提出し、訂正を受けてください。



保险证如有遗失，应立即通过雇用单位向管辖区域内的全国健康保险协会支部提交「健康保险被保险人保险证重新交付申请书」，并重新领取保险证。但是，自愿继续被保险人由本人直接向管辖区域内的全国健康保险协会支部提出申请。

如保险证有破损，在提交重新交付申请的同时须退还破损的保险证。

健康保険証を紛失したときは、「健康保険被保険者証再交付申請書」を直ちに事業主を経由して提出し、再交付を受けてください。ただし、任意継続被保険者の場合は、管轄の全国健康保険協会支部に直接提出してください。

き損した場合は、再交付申請書とともにき損した健康保険証を添付してください。



全国健康保険協会 群馬支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>